

## 平野区災害時協力企業・店舗登録制度設置要綱

制定 平成24年8月27日

### (目的)

第1条 地震・風水害等大規模災害時において、地域での救出・救護等災害対策や復興に協力する意思のある平野区内および近隣地域に所在の企業・店舗を地域の災害対策の一翼を担う平野区災害時協力企業・店舗として事前に登録することを目的とする。

### (協力内容)

第2条 登録した協力企業・店舗(以下、「協力企業・店舗」という)は、災害時において自らの企業・店舗の安全を確保の上、所在する地域に対して次の協力を行う。

- (1) 駐車場、倉庫、オープンスペース等の施設の開放
- (2) トラック、油圧ショベル、発電機等の資機材等の提供
- (3) 労務、技術の提供
- (4) 食料品、飲料水、日用品等物資の被災者への優先販売
- (5) 防災訓練等への協力
- (6) その他の協力

### (登録申込)

第3条 協力企業・店舗の登録申込は、登録申込書(様式第1号)にて行う。

### (登録期間)

第4条 協力企業・店舗の登録期間は、登録申込後、登録プレートの交付時から辞退届(様式第2号)の提出までの間とする。

ただし、平野区以外に協力企業・店舗が移設等された場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

### (秘密の保持)

第5条 登録した協力企業・店舗は、協力を通じて知り得た個人等の秘密を漏らしてはならない。また、辞退届を提出した後においても同様とする。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年10月1日から実施する。